普　通　車	39.4	14.76
中　型　車	47.28	17.712
大　型　車	65.01	24.354
特　大　車	108.35	40.59

(ﾛ)　広島岩国道路における割引

割引額（単位：円）は次表のとおりとし、(1)⑤に定める広島岩国道路の料金の額を減じるものとする。

イ）普通車

				廿　日　市
			廿日市ジャンクション	50
		大　　野	250	100
	大　　竹	100	350	200
大　竹　西	0	150	400	300

ロ）大型車

				廿　日　市
			廿日市ジャンクション	50
		大　　野	300	150
	大　　竹	150	450	300
大　竹　西	50	200	500	400

ハ）特大車

				廿　日　市
			廿日市ジャンクション	150
		大　　野	850	500
	大　　竹	450	1,500	1,100
大　竹　西	150	750	1,650	1,400

ハ　複数経路の場合の料金算定の特例

甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの相互間に経路が複数ある場合についての本割引適用後の料金の額は、複数経路のうち最も短い経路のキロ程と他の経路のキロ程を比べ２倍を超える経路を走行した場合には、当該経路についてロ(ｲ)及び(ﾛ)の定めにより本割引（２会社が適用する特別区間等における割引を含む。）を適用して算出した額とし、２倍以内の経路を走行した場合には各経路毎に算出した額のうち最も低い額とする。

ニ　適用する期間

西日本高速道路株式会社が別に定める日から平成26年３月31日までとする。

１．［２］⑵⑮イのうち、「（平成21年12月26日及び平成21年12月27日を除く。）」を削る。

１．［２］⑵⑮ロのうち、「各高速道路の別に算出する」を「各高速道路の別に算出する（対距離制区間のうち津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの全部又は一部の区間と当該区間以外の区間を連続して通行する場合には、当該区間と当該区間以外の区間の別に算出する。）」に改める。

１．［２］⑵⑮ハのうち、「平成23年３月31日まで」を「平成26年３月31日まで」に改める。

１．［２］⑵⑯ロのうち、「平成30年３月31日まで」及び「平成23年３月31日まで」を「平成26年３月31日まで」に、「各高速道路の別に算出する」を「各高速道路の別に算出する（対距離制区間のうち津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの全部又は一部の区間と当該区間以外の区間を連続して通行する場合には、当該区間と当該区間以外の区間の別に算出する。）」に改める。

１．［２］⑵⑯ハのうち、「平成30年３月31日まで」を「平成26年３月31日まで」に改める。

１．［２］⑵⑰ハを次のとおり改める。

ハ　適用する期間

平成22年３月20日から平成26年３月31日までとする。

１．［２］⑵⑱ハのうち、「平成30年３月31日まで」を「平成26年３月31日まで」に改める。

１．［２］⑵の⑲ハ及び⑳ハを次のとおり改める。

ハ　適用する期間

平成22年３月20日から平成26年３月31日までとする。

１．［２］⑵⑳の次に次のとおり加える。

㉑　第二京阪道路特定区間利用割引

イ　割引をする自動車

イ）枚方東インターチェンジを通行するＥＴＣ車。

ロ）第二京阪道路のＢ区間又はＣ区間の交野南インターチェンジと第二京阪道路のＣ区間の寝屋川北インターチェンジ相互間を通行するＥＴＣ車。

ロ　割引額

イに定める通行について、次表の額（単位：円）を割引く。

		軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
割引額	イ）	150	250	250	400	800
	ロ）	150	250	300	400	700

ハ　適用する期間

平成23年４月１日から平成26年３月31日までとする。

１．［２］⑵㉓ハのうち、「平成23年３月31日まで」を「平成26年３月31日まで」に改める。

１．［２］⑵㉓の次に次のとおり加える。

㉔　エコカー割引

イ　割引をする自動車

西日本高速道路株式会社が別に定める自動車であり、西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより登録がなされ、本割引の適用を受けるための登録証を搭載したＥＴＣ車のうち、普通車（別添１－１、別添１－２及び別添１－４に掲げるニ及びホに該当する自動車とする。）。

ロ　割引適用後の料金

当該自動車が通行した区間における軽自動車等の料金の額を適用する。

ハ　適用する期間

西日本高速道路株式会社が別に定める日から平成26年３月31日までとする。